

閲覧用

令和6年10月25日

第10回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和6年 第10回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員6名 合計15名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員8 松 井 誠 子

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長 高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長 富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第2号 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について

5. 会議概要

午前 9 時 57 分 開会

- 事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。只今から令和 6 年第 10 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしく申し上げます。
- 会 長 はい、それでは皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
大変ご苦勞さまでございます。農地パトロールもご苦勞様でした。そして、稲刈り期間中には雨が降るなど苦勞があったことかと思ひます。ようやくと落ち着いた季節の訪れを感じておりますが、季節の変わり目なので十分体調の方には気をつけてやって頂きたいと思ひます。また昨日、町内に二ホンジカが現れたと聞いて私も見てびっくりしました。野生の動物にも十分注意してください。それでは、早速議事に入りたいと思ひます。よろしく申し上げます。
- 議 長 本日は全員出席という事でございますので、農業委員会に関する法律第 27 条第 3 項を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。
それでは日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますけれど、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、7 番鈴木勉委員と 8 番松井誠子委員にお願い致します。
次に日程第 2「会期の決定」でございますが、会期は本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮りします。（「はい。」の声あり。）
はい、異議なしという事でございますので、本日 1 日と決定致します。
続きまして日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第 1 号から第 3 号及び報告事項となっております。それでは第 1 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。
- 事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号 1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字湯尻。地目が台帳及び現況が畑。面積が 210 m²。その外 6 筆ございまして、合計畑 7 筆で 1,560 m²あります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、太陽光発電設備を設置する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しましてソーラーパネル 164 枚。工事時期が許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで。農地区分が第 2 種となります。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。
- 鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は堤に行く途中のアート堤近くの畑で、何ら問題ないと思ひます。

2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田んぼはありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑にある方は挙手でお願い致します。ありませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、それではない様でございますので、質疑なしと認めます。これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事でございますので、許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第1号議案・進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字車堂。地目が台帳及び現況が田。合計田2筆で148㎡。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該土地を借受け、東北新幹線堤高架橋の耐震補強を行うための作業ヤードとして使用する。権利設定又は移転の別と致しまして賃借権設定。転用施設の施設概要と致しまして資材置場が48㎡、車両転回所として100㎡。工事時期が令和6年11月18日から令和7年7月31日まで。こちら農地区分が農振農用地になりますが、備考として一時転用の案件になります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所はヒルズ第3農場近くの新幹線脇の田んぼで、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係なく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田んぼはありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。質疑がある方の挙手を求めます。（「ないです。」の声あり。）

はい、質疑なしという事でございますので、質疑なしと認めます。これから採決を致します。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第1号議案の進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・東部地区。申請地と致しまして大谷字山下。地目が台帳及び現況が田。面積が89㎡になります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により贈与する。譲受人当該土地を譲受け、隣接する駐車場を増設する。権利設定又は移転の別と致しまして所

有権移転。施設概要と致しまして駐車場 3 台分。工事時期が令和 6 年 12 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。農地区分が第 2 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は東部グラウンドの東側にあり、平坦な場所のため何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく何ら問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ただ今担当委員の説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、ありませんという事で、質疑なしと認めます。それではこれから採決を致します。第 1 号議案・進行番号 3 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして第 2 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」でございます。進行番号 1 を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい。第 2 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号 1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字町。地目が台帳及び現況が宅地。面積が 158.10 m²。非農地となった時期と致しまして昭和 45 年頃。理由と致しまして、当該地は、昭和 45 年 12 月 15 日に、分筆された土地である。分筆登記された当時から店舗として賃貸され営業していた。前所有者によると平成 16 年頃に営業を終え店舗を解体、更地にして返却。以降、庭木や草花を植えていた。令和 6 年 8 月 6 日に願出人が買受け、現在、居宅建築中である。非農地証明の適用と致しまして、農業会議発行の事務処理手引きのページ「99 ページ、非農地判断、3. 判断基準がイ。ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用ができないと見込まれる場合に該当するか」と思います。「100 ページ、非農地証明、3. 証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外であった実状及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当するかと思われます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから 20 年以上経過しているか。昭和 45 年頃に分筆された土地で、その後店舗に賃貸し、平成 16 年に営業が終了し店舗解体し現在に至っています。2、再び農地として利用される可能性がないか。20 年以上経過し、現在居宅建築中の所から農地に復元する事はないと思われます。3、農地以外となった実状及び実体が真に止むを得ないか。昭和 45 年に宅地から分筆された建物で、問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。

いずれも該当しません。5、意見について。20 年要件を満たしており、非農地証明は妥当であると考えられますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。質疑のある方の挙手を求めます。はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員 台帳宅地・現況宅地ということは、昔から宅地ではなかったのでしょうか？

○事務局係長 該当地は分筆しておりまして、残存部分が畑でした。一見すると宅地扱いになっていますけど、厳密に言うと畑として残っている部分があります。

○鈴木勉委員 該当地の一部が畑ということですね。

○事務局係長 そうです。これを非農地として良いかどうかという所を審議して頂きたい。

○鈴木勉委員 はい、分かりました。

○議 長 そういう事だそうです。その他に質疑のある方はございませんか？

(「ありません。」の声あり。)

はい、質疑なしと認めまして、これから採決に入ります。第 2 号議案・進行番号 1 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第 2 号議案の進行番号 2 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2・金ヶ瀬地区。非農地となった時期と致しまして平成 10 年頃。理由と致しまして、当該地は平成 10 年頃から耕作がなされずに山林化している。願ひ出人が平成 22 年に相続により取得したが進入が難しく、農地として利用することは困難である。非農地証明の適用と致しまして、「99 ページ、非農地判断、3. 判断基準、ア。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合」に該当。非農地証明ですが、先程の案件と同じなので省略致します。以上です。

○議 長 はい、ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから 20 年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で、現況が山林となっている。平成 10 年頃から耕作されなくなっており、山林化して現在に至っています。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に 20 年以上経過し、今後も畑作は困難な事から農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。平成 10 年頃から耕作不便により非耕作地になり、非農地になった事は真に止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしく願います。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。(「ないです。」の声あり。)

はい、質疑なしという事ですので、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 2 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 2 号議案・進行番号 3 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 3・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして新寺字西入山。地目が台帳畑、現況山林。面積が 476 m²。その外 5 筆ございまして、合計山林 6 筆で 3,291 m²となります。

非農地となった時期が平成 12 年頃。理由と致しまして、当該地は平成 12 年頃に父から相続した際には耕作しておらず、農地の状況ではなかった。その後、現在に至るまで農地としては利用しておらず山林化している。非農地証明の適用と致しまして、先ほど進行番号 2 と同じになりますので省略致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから 20 年以上経過しているか。申請地は地目が畑で現況が山林となっている。平成 12 年頃には耕作しておらず、山林化して現在に至っています。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に 20 年以上経過し、今後も畑作は困難と考えられる事から、農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。平成 12 年頃には耕作不便により非耕作地となり、非農地になった事は真に止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題はないと思われますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ございませんという事なので、これから採決を致します。第 2 号議案の進行番号 3 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第 3 号議案「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」に入ります。全て同一耕作者の案件となりますので、一括して上程したいと思います。また報告第 1 号の「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」も関連がありますので併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 3 号議案「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号 1・西部地区。土地と致しまして字橋本。地目が台帳及び現況が田。面積が 1,072 m²。利用権の設定の内容と致しまして、賃借権設定。内容は水田利活用。借賃は物納が 60kg、1 反分当たり 55.97kg となります。存続期間が令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日までの 10 年間となります。こちら新規の案件となります。

続きまして進行番号 2 に入ります。金ヶ瀬地区。土地と致しまして金ヶ瀬字新前輪。合計田 2 筆で 1,617 m²。利用権設定の内容と致しまして、借賃が物納 97kg、1 反分当たり 59.98kg。その他は全て同じになりますので省略致します。

続きまして進行番号 3・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字新葉茂木。地目が台帳及び現況が田。面積が 1,028 m²。その外 3 筆ございまして、合計田 4 筆で 4,108 m²。こちら借賃が物納 240 kg、1 反分当たり 58.42 kg。その他同じです。省略致します。

続きまして進行番号 4・金ヶ瀬地区。土地と致しまして、金ヶ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が 972 m²。その外 5 筆ございまして、田 6 筆で合計 4,127 m²。こちら借賃が物納 240 kg、1 反分当たり 58.15 kg となります。その他同じです。省略致します。

次のページに入ります。進行番号 5・金ケ瀬地区。土地と致しまして、金ケ瀬字新葉茂木。合計田 2 筆で 2,063 m²。借賃こちらは金納 30,945 円、1 反分当たり 15,000 円となります。その他は同じとなります。またこちらに報告第 1 号の関連がありますので、そちらの方に進ませて頂きます。次のページへお進みください。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号 1・金ケ瀬地区。土地も先ほどの案件と同じとなります。該当する理由と致しまして、双方の合意により解約する。合意解約日が令和 6 年 10 月 11 日となります。こちら報告致します。

1 ページ戻らせて頂いて、続きまして進行番号 6・金ケ瀬地区。土地と致しまして金ケ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が 1,030 m²。こちら借賃と致しまして物納が 60kg、1 反分当たり 58.25 kg。その他ほかの案件と同じですので省略します。

続きまして進行番号 7・金ケ瀬地区。土地と致しまして、金ケ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が 896 m²。もう 1 筆ございまして、金ケ瀬字新葉茂木。地目同じで、面積が 1,035 m²。合計田 2 筆で 1,931 m²となります。借賃と致しまして物納が 115 kg、1 反分当たり 59.55 kg。その他は先ほどと同じになります。はい、これで以上となります。

○議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。担当地区が複数ありますので、まず進行番号 1 から加藤照男委員お願い致します。

○加藤委員 はい、進行番号 1 につきまして代わりに調査しましたので報告します。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺も稲作であり、支障を及ぼす恐れはないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はないと思います。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。あと 2 番から 7 番まで鈴木委員にお願い致します。

○鈴木委員 はい、進行番号 2 から 7 までも同じですので、内容は進行番号 1 と同様なので省略させて頂きます。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、質疑の方はまとめて承りますので、質疑のある方は挙手をお願い致します。

(「ありません。」の声あり。)

はい、それでは質疑なしという事ですのでこれから採決に入ります。第 3 号議案の進行番号 1 から行きたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。続いて進行番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、ありがとうございます。次に進行番号 3 について。(全員挙手。)

これも賛成という事で、許可相当と致します。4 番について。(全員挙手。)

これも賛成という事で、許可相当と致します。5 番について。(全員挙手。)

これも賛成という事で、許可相当と致します。6 番について。(全員挙手。)

これも賛成という事で、許可相当と致します。はい、7番。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

以上これで今日の案件は全て終了しましたが、皆さんの方から何かございませんか？

(「ありません。」の声あり。)

はい、これで私からは終わりたいと思います。ありがとうございました。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件に承認頂きましてありがとうございました。これで終わります。ご苦勞様でした。(「ご苦勞様でした。」の声あり。)

午前10時38分 閉会

令和6年10月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（7番委員）

鈴 木 勉



印

署名委員（8番委員）

松 井 誠 子



印

令和6年10月 第10回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）